

令和8年5月21日

令和8年度 第1回山梨県医療審議会

資料2-1

山梨県地域保健医療計画の中間見直しについて

山梨県福祉保健部医務課

1. 地域保健医療計画及び中間見直しの概要

厚生労働省 R4.11.24
第19回第8次医療計画等に関する検討会
資料から（一部加工）

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第8次医療計画期間は2024年度～2029年度）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

病床種別	区分	基準病床数①	既存病床数②	差引	
療養病床 一般病床	二次医療圏	中北医療圏	4,416	4,629	213
		峡東医療圏	1,504	1,954	450
		峡南医療圏	250	545	295
		富士・東部医療圏	819	1,142	323
	全県	6,989	8,270	1,281	
精神病床	三次医療圏 県全域	1,714	2,209	495	
感染症病床		20	28	8	
結核病床		16	22	6	

(既存病床数：R5.12.27現在※計画掲載値)

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

これまで→医療計画の記載事項の一つ
今後→医療計画の上位概念として位置付け

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業(*)…5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、新興感染症等)。

(*) 令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 医師の確保に関する事項(医師確保計画)

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

(外来医療計画)

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

1. 地域保健医療計画及び中間見直しの概要

医療計画の中間見直しについて

- 医療法においては、**医師確保（医師確保計画）、外来医療（外来医療計画）、在宅医療に関する事業**の3分野について、3年ごとに調査・分析・評価を行い、必要があると認めるときは医療計画を変更することとされており、見直しが必要。
- また、国の新たな地域医療構想の策定に関する検討において、上記3分野に加え、5疾病6事業等についても医療計画の作成指針等として示される見込みであり、指針の改正に合わせた見直しが必要。
- このほか、精神病床の基準病床数の算定式の時点更新や、「病床数適正化緊急支援事業」の実施による基準病床数の見直しが必要。

令和7年7月4日第116回社会保障審議会医療部会資料（一部改）

地域医療構想、医師偏在対策等に関する検討体制

- 新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進、それらの内容を反映した第9次医療計画の策定等に向け、以下の検討会及びその下に関連WGを設置することとしてはどうか。
- 具体的には、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進等について、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。また、医療計画のうち、外来医療計画等の3か年の計画について、第8次医療計画(後期)に向けて令和7年度中に一定のとりまとめを行う。なお、在宅医療・医療介護連携、救急医療等について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものは検討会で議論を行う。
- 在宅医療・医療介護連携について、第8次医療計画(後期)に向けてWGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。小児医療・周産期医療について、WGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。救急医療、災害医療、新興感染症医療等については、第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する。

地域医療構想及び医療計画等に関する検討会

【検討事項】

- ・地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項
(⇒新たな地域医療構想の具体的内容、現行の地域医療構想の進捗等)
- ・医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項
- ・医師確保計画及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関する事項
- ・外来医療計画に関する事項
- ・その他本検討会が必要と認めた事項

連携

その他5疾病等に関する検討体制

がん、循環器疾患、精神医療 等

在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

- 【検討事項】
- ・在宅医療に関する事項
 - ・医療・介護連携に関する事項 等

小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するWG

- 【検討事項】
- ・小児・周産期医療提供体制に関する事項 等

救急医療等に関するWG

- 【検討事項】
- ・救命救急センターに関する事項
 - ・救急搬送に関する事項 等

災害医療・新興感染症医療に関するWG

- 【検討事項】
- ・災害、新興感染症発生・まん延時、国民保護事業等への対応 等

検討会スケジュール（各WGは必要に応じて順次開催）

7月～ 議論の開始
 秋頃 中間とりまとめ
 12月～3月 とりまとめ

→ ガイドライン及び医療計画指針(外来、在宅、医師確保)の発出

※ 医療法等改正法案の法律事項は法案成立後に検討

医療計画策定に係る指針等

【医療法第30条の3】
厚生労働大臣は基本方針を定める。

厚生労働省 R4.11.24
第19回第8次医療計画等に関する検討会資料から

基本方針【大臣告示】

医療提供体制の確保に関する基本方針

【医療法第30条の8】
厚生労働大臣は、技術的事項について必要な助言ができる。

医療計画作成指針【局長通知】

- 医療計画の作成
- 留意事項
 - 内容、手順 等

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針【課長通知】

- 疾病・事業別の医療体制
- 求められる医療機能
 - 構築の手順 等

2. 第8次地域保健医療計画の中間見直しのポイント

- ▶ 本県の中間見直しに係る検討項目については、国の指針等の見直し内容に準拠し検討を行う。
- ▶ なお、「新たな地域医療構想」と「医療計画」の整合性については、次期（第9次）医療計画において図ることとされている。

医師確保計画

医師偏在是正プランの医師確保計画への記載

- ・医師偏在是正を計画の中核に位置付け、重点医師偏在対策支援区域、必要医師数、具体的取組を「医師偏在是正プラン」として計画内に明記。

※重点医師偏在対策支援区域：

- ・医師不足が進行・顕在化しており、優先的かつ集中的に医師確保対策を講じる必要がある区域。
- ・現在は、4つの二次医療圏のうち、峡東医療圏・峡南医療圏を重点医師偏在対策支援区域として定めている。

外来医療計画

外来医師過多区域の設定

- ・外来医師偏在の状況を踏まえ、外来医師過多区域を設定し、区域ごとの医療需要・医療機能の偏りを可視化。

※外来医師過多区域：

- ・外来医師が相対的に集中しており、医療資源の適正配置や機能分担の観点から調整が必要な区域。
- ・現時点で外来医師過多区域に該当する候補区域は、5県（東京都、京都府、大阪府、福岡県、兵庫県）9医療圏のみが該当。

各二次医療圏で設定している「地域で不足する外来医療機能」の見直しの検討

- ・計画策定時に各二次医療圏において設定した新規開業者に協力を求める外来医療機能の見直しを検討。

在宅医療

計画前期の取り組み・課題を踏まえた、計画後期の取り組み内容のブラッシュアップ

- ・持続性のある24時間の在宅医療提供体制の検討
- ・「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の役割の整理・明確化
- ・ICTの活用等を通じた他職種連携・生産性向上
- ・介護との連携推進
- ・災害の発生に備えた在宅医療のあり方の検討

計画前期の数値目標（～R8）の評価及び計画後期の数値目標（～R11）の設定

2. 第8次地域保健医療計画の中間見直しのポイント

5 疾病 6 事業

- 今後国から示される指針に基づき、現計画で設定した数値目標（指標）の評価等を行い、必要に応じて数値目標（指標の）の再設定を行う。

基準病床数

- 精神病床の基準病床数について、算定式のうち、患者推計値が時点更新されるため、再算定を行う。

第8次医療計画策定時の算定式

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和8年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{急性期} \\ \text{患者数推計値} \end{array} + \begin{array}{l} \text{令和8年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{回復期} \\ \text{患者数推計値} \end{array} + \begin{array}{l} \text{令和8年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{慢性期} \\ \text{患者数推計値} \\ \text{(認知症を除く)} \end{array} \times \text{政策効果} \begin{array}{l} (1-A) \end{array} + \begin{array}{l} \text{令和8年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{慢性期} \\ \text{患者数推計値} \\ \text{(認知症)} \end{array} \times \text{政策効果} \begin{array}{l} (1-B) \end{array} \right) \times \frac{1}{\text{病床利用率}}$$

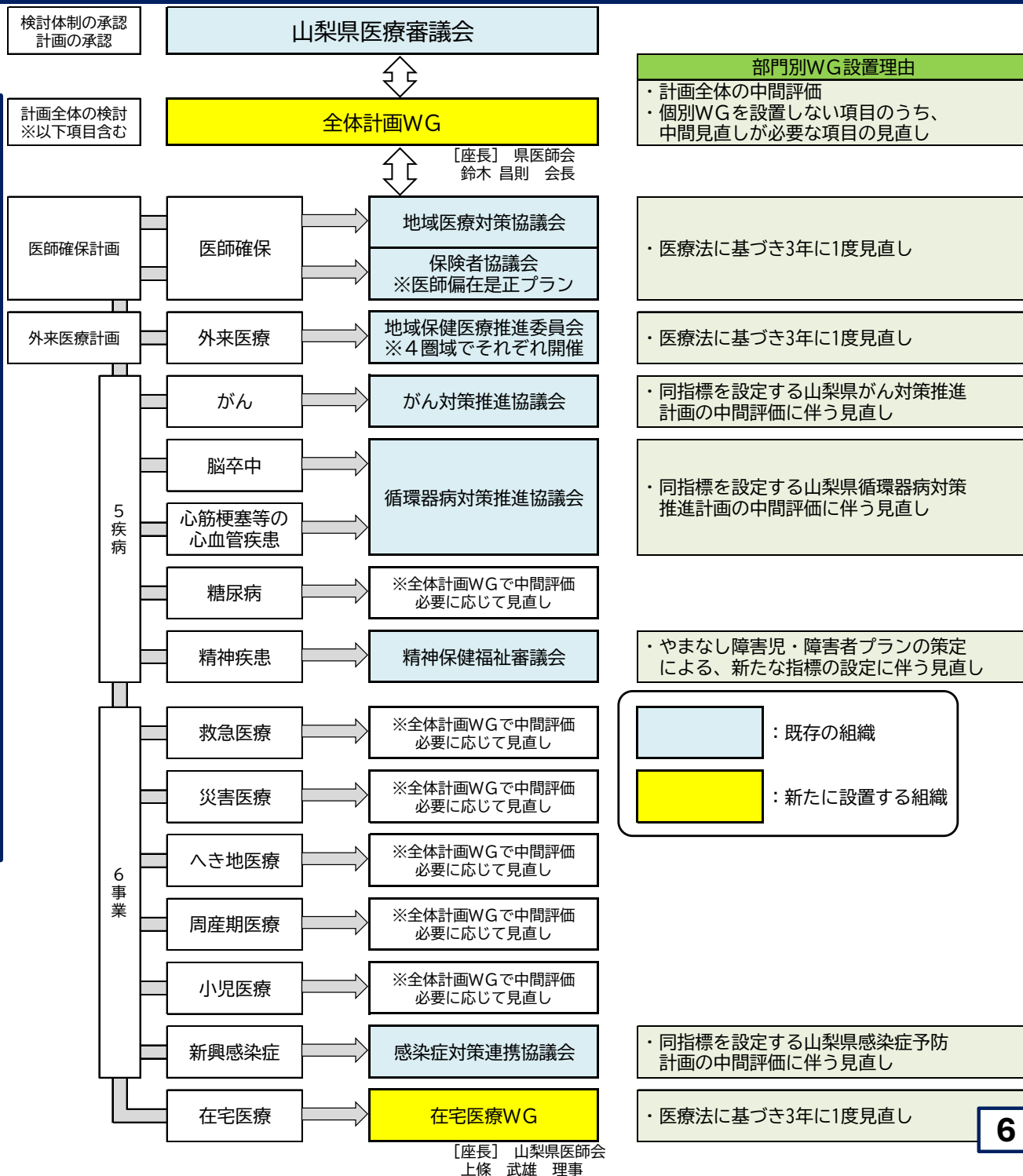
+ (他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数) - (当該都道府県から他都道府県への流出入院患者数)

- 国が総合経済対策の事業の一環として行う「病床数適正化緊急支援事業」について、医療法の改正に伴い、本事業を活用して削減した病床数に合わせて、基準病床数の見直しが必要とされていることから、今後国から示される指針等に基づき、見直しの検討を行う。

3. 中間見直しの検討体制

検討体制について

- 見直しの検討にあたっては、専門的、技術的な知識が不可欠であるため、原則は計画策定時と同様、医療審議会の下部組織として、外部有識者からなるワーキンググループ（WG）を設置する。
- 計画全体については、医療審議会の委員と構成を同じくする全体計画WGを設置し、指標の評価等を中心とした全体的な見直しについては、同WGにて検討する。
- 医療法上中間見直し対象となっている3分野や、県の他部門計画との整合を図る必要がある等、分野別の検討が必要な項目については、計画策定時と同様、既存会議体または、新規WGによる部門別WGを設け、検討を行う。



4. 中間見直しに係るスケジュール

中間見直しに係るスケジュール

- 中間見直しにおける各種検討会での議論や、素案決定の目処、パブリックコメント等の実施時期等は、令和5年度の策定時スケジュールを踏襲し、議論を進める。

	検討組織	R8.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
全体	厚生労働省			医療計画 指針発出										
	県		進捗状況確認、中間評価 指針に基づく記載事項確認・修正											
	医療審議会	R7第2回 中間見直し 概要報告		R8第1回 中間見直し 方向性等承認									パブコメ・ 関係団体 意見照会	中間見直し 版計画策定
	全体計画WG ※医療審議会委員 で構成							2回程度開催（計画全体について議論） ⇒12月を目処に素案決定						R8第2回 中間見直し 版計画承認
医師確保 計画	地域医療対策 協議会等			医師確保計画ガイドラインに基づく見直し・中間評価										
外来医療 計画	地域保健医療 推進委員会			外来医療に関するガイドラインに基づく見直し・中間評価										
新たな 地域医療 構想	地域医療構想 調整会議等		新たな地域医療構想策定のための各種検討 ※医療計画との整合は次期計画に反映											
5疾病6 事業及び 在宅医療 分野	各分野の既存 会議体及び 在宅医療WG		医療計画に係る指針に基づく見直し・中間評価											